

# 地域医療拠点病院の指定取り消しについて

## 1. 議事内容

島根県では「島根県地域医療拠点病院取扱要領」に基づき地域医療拠点病院の指定を行っています。このたび、社会医療法人石州会六日市病院が令和6年2月29日に閉院したため、同要領8（指定の取り消し）に基づく指定取り消しのためのご意見をいただくものです。

## 2. 指定取り消し（案）

### （1）指定を取り消す病院

社会医療法人石州会六日市病院

### （2）指定を取り消す理由

令和6年2月29日の閉院により指定条件を満たさなくなったため

### （3）指定を取り消す日

令和6年2月29日

### （4）へき地医療活動内容（令和4年度実績）

#### ○遠隔医療の実施

- ・町内、岩国市診療所の支援

#### ○その他（上記以外のへき地医療活動）

- ・歯科健診等への歯科医師等派遣
- ・福祉施設等への理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の派遣  
（機能訓練指導、講演会等）
- ・小中学校の学校歯科医、学校薬剤師支援他

## 3. 参考

○島根県地域医療拠点病院取扱要領（抄）

### 8 指定の取り消し

知事は、地域医療拠点病院が上記3の①に掲げる指定条件を満たしていないと判断した場合には、地域医療支援会議の意見を踏まえて、当該病院に係る指定の取り消しを行うことができるものとする。